

# 裁 決 書

事件番号 延総務第432号

文書番号 延総務第704号

裁決日 令和4年11月28日

●●●●●●●●●●  
審査請求人 ●● ●●

処 分 庁 延岡市長 読谷山 洋司

審査請求人が令和4年7月22日付けで提起した処分庁による地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第1項及び延岡市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号。以下「国保税条例」という。）第1条第1項に基づく令和4年度国民健康保険税の賦課決定処分（令和4年7月11日付け通知書番号●●●●●●●●。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（延総務第432号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 第1 事案の概要等

#### 1 事案の概要

本件審査請求は、本件処分について、審査請求人が延岡税務署長に対して提出した令和3年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（以下「確定申告書」という。）に記載された不動産の売却益に係る長期譲渡所得金額を基準とする令和4年度国民健康保険税の課税額の算定に誤りがあると主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

以下本件審査請求に至るまでの経過である。

- (1) 審査請求人は、令和4年3月8日付けで延岡税務署長に対して、相続により審査請求人が取得した不動産の売却益に係る長期譲渡所得を含めた確定申告書を提出した。
- (2) 延岡市長は、令和4年7月11日付けで審査請求人に対して、確定申告書に記

載された金額を基準として国民健康保険税の課税額を算定し、本件処分を行った。

- (3) 審査請求人は、本件処分に係る当該長期譲渡所得金額の算定に誤りがあるとして、延岡市長に対し、令和4年7月22日付けで本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 2 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和4年7月22日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づいて、本件審査請求を行った。

令和4年8月9日、審理員が指名され、審理員による第1回審理が行われた。

令和4年8月23日、処分庁より弁明書が提出された。

令和4年8月25日、審理員による第2回審理が行われた。

令和4年9月7日、審査請求人より反論書が提出された。

令和4年10月5日、審査請求人からの申立てにより、口頭意見陳述が実施され、審理員による第3回審理が行われた。

令和4年10月21日、審理員による第4回審理が行われた。

令和4年10月28日、審理員より審理員意見書及び事件記録が提出された。

## 3 延岡市行政不服審査会による審議の経過

令和4年11月8日、令和4年度第1回延岡市行政不服審査会において本件審査請求に係る諮問の要否について審議が行われ、諮問不要と判断された。（補足資料のとおり）

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるものであり、その理由は次のとおりである。

本件処分に係る国民健康保険税の課税額の算定の基準となった不動産の売却益に係る長期譲渡所得金額（1,433,674円）について、当該不動産が遺産分割協議書に従い審査請求人が代表して相続したものであり、当該不動産の売却手続きについても審査請求人が代表して売買契約を締結し、当該不動産の売却益を申告したものであるとし、当該不動産の売却後に、その他の相続人に対して相続の持分に応じて現金を分配しているため、当該売却益の全額を基準とする長期譲渡所得金額については、当該相続の持分に応じて算定すべきである。

### 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件処分に係る審査請求は棄却されるべきであるというものであり、その理由は次のとおりである。

本件処分に係る国民健康保険税の課税額は、法、国保税条例及び延岡市税条例（平成4年条例第35号。以下「市税条例」という。）の規定により、審査請求人が延岡税務署長に提出した確定申告書に記載された金額に基づいて適法に算定し、賦課した

ものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

また、審査請求人が主張する確定申告書に記載された金額に基づかない相続の持分に応じた賦課決定処分を行うことができる旨の法令の規定は存在しないことから、審査請求人の主張には根拠がない。

### 第3 論点整理

審査請求人は、長期譲渡所得金額以外の所得に対する国民健康保険税の算定方法については争っておらず、長期譲渡所得金額が国民健康保険税の課税の算定基準になる点についても争っていない。

不動産の売却益に係る長期譲渡所得金額について、相続の持分に応じて国民健康保険税額を算定せず、確定申告書に記載されている長期譲渡所得金額に基づいて本件処分を行ったことに対して争っているため、この点について整理し、判断する必要がある。

### 第4 裁決の理由

#### 1 本件処分の適法性及び論点に対する判断

審査請求人は、本件処分について、不動産の売却益に係る長期譲渡所得金額の算定について、相続の持分に応じて算定しないのは不当であると主張していることから、本件処分の適法性及び審査請求人が主張する確定申告書に基づかない相続の持分に応じた賦課決定処分の可否について以下検討する。

##### (1) 本件処分の適法性について

国民健康保険税の課税額に係る長期譲渡所得金額の算定については、国保税条例に明確な規定はないが、国保税条例第26条において「この条例に定めるもののほか、国民健康保険税の賦課徴収については、延岡市税条例の定めるところによる」と規定されている。

市税条例第24条第1号は、市内に住所を有する者に対して所得割を課する場合において、その者が確定申告書を提出した場合は、当該申告書に記載された金額を基準として総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する旨が規定され、同条例附則第25条第3項第3号の規定により長期譲渡所得金額についても確定申告書を提出した場合は、当該申告書に記載された金額を基準として算定することが規定されている。

これを踏まえて、本件審査請求に係る審査請求人の提出書類である令和4年度国民健康保険税納税通知書兼納付書及び令和3年分の申告書等送信票の写し並びに処分庁の弁明書「3. 処分庁の主張 (2) 本件処分に対する根拠法令の当てはめ」の内容を確認すると、本件処分に係る国民健康保険税の課税額は、法、国保税条例及び市税条例の規定に従って算定されたものであることが認められ、よって本件処分は適法なものと認めることができる。

##### (2) 論点に対する判断

確定申告書の取扱いについて、国保税条例第9条において「国民健康保険税の納税義務者は、(略) 当該納税義務者(略)の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。」と規定されており、同条ただし書において「当該納税義務者(略)の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合(略)においては、この限りでない。」と規定されている。

法第317条の2第1項においては、市内に住所を有する個人に対する市民税の申告書の提出義務について規定されており、同項ただし書に例外として当該申告書の提出義務が除外される者が規定されているが、長期譲渡所得を有する者は、当該除外規定に含まれていないため、当該申告書の提出義務を負うこととなる。また、同法第317条の3においては、市内に住所を有する個人が確定申告書を提出した場合には、前述の市町村民税の申告書が提出されたものとみなす旨が規定されている。

また、市税条例第24条第1号及び附則第25条の規定により、長期譲渡所得金額の算定については「市内に住所を有する個人が確定申告書を提出した場合は当該申告書に記載された金額を基準として算定する」とされている。

なお、市税条例第24条第1号ただし書において、確定申告書に記載された金額に基づかず、処分庁が自ら調査し、その調査に基づいて長期譲渡所得金額を算定する旨が規定されているが、当該規定は確定申告書に記載された金額が過少であると認められる場合の規定であるため、本件処分は該当しない。

以上により、確定申告書に記載された金額を基準に国民健康保険税の課税額を算定する法令根拠は存在するが、審査請求人が主張する確定申告書に記載された金額を基準としないで、相続の持分に応じて長期譲渡所得金額に係る国民健康保険税の課税額を算定する法令の根拠は存在しない。

以上により、確定申告書が提出されているにも関わらず、確定申告書に記載された金額を基準としないで、相続の持分に応じて国民健康保険税の賦課決定を行うことはできないため、審査請求人の主張には理由がなく、認められない。

## 第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

## 第6 添付書類

行政不服審査法第50条第2項に基づいて審理員意見書を添付する。

令和4年11月28日

審査庁 延岡市長 読谷山 洋司

**【教示】**

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、延岡市を被告として（訴訟において延岡市を代表する者は延岡市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、延岡市を被告として（訴訟において延岡市を代表とする者は延岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。